

道路の維持管理方針(案)

令和6年10月

国土交通省 北陸地方整備局

はじめに

国土交通省では、管理する道路の日常の維持管理水準について、平成22年度より全国統一の基準（巡回、清掃、除草、剪定等の頻度）を設定して運用することとしております。

北陸地方整備局では、全国統一の基準に基づき「道路の維持管理方針(案)」を定め、平成22年度より運用しております。

この道路の維持管理方針(案)は、より適切な管理水準となるよう、道路を利用される皆様から頂いたご意見や、サービスレベル、現地の状況等を踏まえて適切に運用し、今後定期的に見直す予定です。

道路の維持管理方針(案)

1. 適用の範囲

道路の維持管理方針(案)は、国土交通省北陸地方整備局が管理する一般国道及び、高速自動車国道の維持管理に適用する。

なお、本方針に記載の要領・マニュアル類は下表のものを適用する。

要領・マニュアル類	発出年月	発出部署等
電気通信施設点検基準(案)	令和2年11月	大臣官房技術調査課 電気通信室
道路管理施設等点検整備標準要領(案)	平成28年3月	総合政策局公共事業 企画調整課
道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新 マニュアル(案)	平成28年3月	道路局
橋梁定期点検要領	令和6年7月	道路局国道・技術課
道路トンネル定期点検要領	令和6年9月	道路局国道・技術課
シェッド・大型カルバート等定期点検要領 (技術的助言の解説・運用標準)	令和6年3月	道路局
歩道橋定期点検要領	令和6年9月	道路局国道・技術課
附属物(標識、照明施設等)点検要領	令和6年9月	道路局国道・技術課
舗装点検要領	平成29年3月	道路局国道・防災課
道路土工構造物点検要領	令和5年3月	道路局国道・技術課

(注)最新版が発出されている場合は、最新版を適用する。

2. 維持管理の目的

国土交通省北陸地方整備局で管理する一般国道及び高速自動車国道が有する下記機能を発揮させることを目的とする。

- ① わが国の経済・社会活動の基盤としての中核的な交通インフラとしての機能
- ② 国際物流や県境を越える人流、物流を担うなど広域的な交通を確保する機能
- ③ 災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能
- ④ 都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能

3. 効率的な維持管理について

維持管理の実施にあたっては、以下の4.～16.に基づき実施するものとするが、ICT・AI等の新技術を活用して、より効率的な維持管理を目指すものとする。

4. 道路巡回

道路巡回は、通常巡回、定期巡回、異常時巡回ごとに以下の通り実施する。

① 通常巡回

通常巡回は、主に道路パトロールカー等により、道路の異状、道路利用状況等を目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことのできる情報が得られると判断した支援技術により確認するものとし、原則として以下の頻度で実施するものとする。

なお、支援技術を用いる際は、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定するものとする。

平均交通量 50,000 台/日以上 : 1日に1回
5,000 台/日以上～50,000 台/日未満 : 2日に1回



通常巡回（落下物処理）の状況

② 定期巡回

定期巡回は、徒歩にて道路施設の状況等を確認するため、原則として年に1回の頻度で実施するものとする。



定期巡回の実施状況

③ 異常時巡回

異常時巡回は、豪雨、地震等の異常気象時や災害発生時において、道路施設の被災状況や通行の可否等を把握し、適切な措置を講じるため、適宜実施するものとする。



異常時における通行規制状況

5. 清 掃

清掃については、路面清掃、歩道清掃、排水構造物清掃ごとに以下の通り実施するものとする。

① 路面清掃

路面清掃は、通行車両に対する安全性の確保、走行の快適性や沿道環境の向上のため、以下を目安としつつ、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定し実施するものとする。

なお、路面清掃の実施にあたっては、路面清掃車による機械清掃を基本とし、歩道の掃き出し作業の実施については後述の②によるものとする。

D I D内※：年間6回

その他区域：年間1回

※D I D（人口集中地区）

「市町村の区域内で人口密度の高い（約4,000人/km²以上）基本単位区等が互いに隣接して、その人口が5,000人以上ある地域」をいい、国勢調査において設定された区域とする。



路面清掃の状況

② 歩道清掃

歩道清掃は、歩行者等の通行の安全性を確保するため、原則として街路樹からの落葉等の除去に限定して実施するものとする。



歩道清掃（街路樹からの落ち葉除去）の状況

③ 排水構造物清掃

土砂の堆積等による通水阻害を防止するため、通水阻害箇所を抽出した上で、年に1回を目安とし、適切な頻度を設定し実施するものとする。

なお、法面の小段排水や縦排水においては通水阻害に起因する災害が発生しやすいことから計画的に清掃を実施するものとする。



側溝清掃の状況

6. 除 草

除草は、雑草の繁茂による建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で、実施するものとする。

- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

なお、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記に関わらず実施できるものとする。



景観へ配慮した除草の実施状況

7. 剪定

剪定は、植樹帯及び中央分離帯の植栽の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性の確保の確保や沿道環境の向上等のため、管内の植栽管理全体について以下の頻度を目安として実施するものとする。

高木、中低木：3年に1回程度。ただし、樹種による生長速度の違いや樹木の配置等を踏まえ、適切な頻度を設定するものとする。

寄植：1年に1回程度

なお、剪定の実施にあたっては、必要に応じて、強剪定のみによらず、沿道環境との調和等に配慮し、適切な剪定方法を選定するものとする。



高木剪定前の状況



高木剪定後の状況



寄植剪定の状況

8. 除雪

除雪は、安全で円滑な冬期道路交通の確保が図られるよう、新雪除雪、路面整正、拡幅除雪、運搬排雪、歩道除雪、凍結防止剤散布ごとに以下を目安としつつ、降雪量や道路の存する地域の地形の状況等に応じて適切に実施するものとする。

なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ（令和3年3月）」を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な対策を行うものとする。

また、除雪機械の熟練オペレータ不足等への対策として、作業装置が自動化された除雪機械の導入を推進する。

① 新雪除雪

新雪除雪は、5cm～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施するものとする。

なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、これによらず早期の除雪出動等適宜適切な除雪を実施するものとする。



新雪除雪の状況

② 路面整正

路面整正は、連続降雪による圧雪成長や路面残雪により、放置すると道路交通の確保が困難な状態となるおそれがあり、路面の平坦性を確保する必要がある場合に実施するものとする。



路面整正の状況

③ 拡幅除雪

拡幅除雪は、堆積した雪により必要な車道幅員及び堆雪幅が確保されておらず、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、又は新雪除雪の実施が困難な場合に実施するものとする。



拡幅除雪の状況

④ 運搬排雪

運搬排雪は、堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想され、かつ道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施するものとする。



運搬排雪の状況

⑤ 歩道除雪

歩道除雪は、必要な区間において、歩行者の通行に支障をきたすおそれがある場合に実施するものとする。



歩道除雪の状況

⑥ 凍結防止剤散布

凍結防止剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施する。

なお、散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は $15\text{g}/\text{m}^2$ 程度(湿潤式)を標準とする。



凍結防止剤散布の状況

⑦ 除雪機械の自動化

除雪機械による除雪は、他の車両や歩行者等の安全を確認しながら、かつ、降雪時や夜間に作業することが多く、除雪機械を走行させながら、様々な装置(作業装置)の操作を行う必要がある。

このため、北陸地方整備局では、除雪トラック及び小形除雪車を対象に、除雪機械の作業装置自動化に向けた技術開発を推進しており、令和6年3月までに、整備局管内の7除雪工区において、自動化された除雪機械を試験導入している。今後とも、自動化された除雪機械の試験導入を推進することとする。

【参考】

除雪トラック及び小形除雪車の作業装置自動化に関する取り組みについては、北陸技術事務所HPで公表中。

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/toprunner/index.html>

9. 施設の点検

電気通信施設及び道路管理施設（機械設備）の点検は、「電気通信施設点検基準（案）」、「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」及び「道路関係設備（機械設備）点検・整備・更新マニュアル（案）」に基づき実施するものとする。

10. 照明施設の維持

照明施設の維持は、ランプ切れ又は経済性を勘案して、灯具等の交換作業を実施するものとする。

なお、灯具等の交換にあたっては、経済比較により適切な灯具を選定するとともに、消費電力量の変更がある場合には、遅滞なく電力需給契約の変更申請手続きを行うものとする。

11. 構造物点検

定期的を実施する構造物点検（緊急時等を実施する点検を除く）については、以下の通り実施するものとする。

なお、橋梁、トンネルの点検は原則、ICT・AI等の新技術による点検支援技術を用いて実施することとし、その他施設についても積極的に活用することを検討するものとする。

① 橋梁、トンネル、道路附属物等の点検は、それぞれ以下の通り実施する。

1) 橋梁

橋梁の点検は「橋梁定期点検要領」に基づき実施するものとする。

2) 道路トンネル

道路トンネルの点検は「道路トンネル定期点検要領」に基づき実施するものとする。

3) シェッド・大型カルバート等

シェッド・大型カルバート等の点検は「シェッド・大型カルバート等定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）について」に基づき実施するものとする。

4) 横断歩道橋

横断歩道橋の点検は「歩道橋定期点検要領」に基づき実施するものとする。

5) 附属物（標識、照明施設等）

附属物（標識、照明施設等）の点検は「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき実施するものとする。

② 舗装

舗装の点検は「舗装点検要領」に基づき実施する。

なお、原則、ICT・AI等の新技術による点検支援技術を用いて実施することとする。

③ シェッド、大型カルバート等を除く道路土工構造物

シェッド、大型カルバート等を除く道路土工構造物の点検は「道路土工構造物点検要領」に基づき実施する。

④ 防災点検

防災点検は、過去の防災総点検等で要対策箇所および防災カルテ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として、年1回の頻度で実施するものとする。

12. 構造物の補修

① 橋梁の補修

1) 橋梁の補修は、定期点検結果に基づいて、橋梁ごとに次回の点検、修繕、架け替え等の時期を明示した長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施するものとする。

2) 定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、長寿命化修繕計画にかかわらず、必要な補修等の対策を実施するものとする。



鋼材の塗装劣化・腐食状況



塗装塗り替え状況

② トンネルの補修

- 1) トンネルの補修は、定期点検結果に基づいて、トンネルごとに次回の点検、補修等の時期を明示した長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施するものとする。
- 2) 定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、長寿命化修繕計画にかかわらず、必要な補修等の対策を実施するものとする。



ひび割れ状況



ひび割れ補修（注入）状況

③ 舗装の補修

- 1) 舗装の補修は、定期点検結果に基づいて、補修等の時期を明示した補修設計を策定し、計画的に補修等の対策を実施するものとする。なお、アスファル

ト舗装における修繕実施の判断となる管理基準はひび割れ率40%又はわだち掘れ量 40mm以上を目安とする。

2) 緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施するものとする。

④ 防災対策（防災防雪対策含む）

1) 防災対策は、過去の防災点検結果および現地点検等により、対策が必要と判断された法面・斜面等について、降雨・降雪等による異常気象時通行規制区間の有無や、災害発生の危険性等を勘案して、計画的に実施するものとする。

2) 緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施するものとする。



法面崩壊、土砂流出状況



法枠による対策状況

1.3. 橋梁の耐震補強

① 橋梁の耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時において重大な損傷を防止することを目的とし、県庁所在地間や防災拠点等を結ぶ道路の橋梁について、計画的に実施するものとする。

② 緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施するものとする。

1.4. 防雪対策（一般防雪）

① 防雪対策（一般防雪）は、当面、消融雪施設の更新を重点的に実施するものとする。

② 消融雪施設の更新にあたっては、機能低下が認められるものを対象に、除雪作業による対応等を勘案した優先箇所を選定し、計画的に実施するものとする。

15. 凍雪害防止

- ① 凍雪害防止は、堆雪幅の確保を重点的に実施するものとする。
- ② 堆雪幅の確保にあたっては、除雪作業の効率化を勘案した優先箇所を選定し、計画的に実施するものとする。

16. 事故その他の応急時における対応

- ① 交通事故等の事象の発生に伴い通行規制を行う際は、高速道路株式会社が管理する高速自動車国道他の道路管理者及び公安委員会等の関係機関と緊密な連携を図り、適切な道路情報の提供等に努めるものとする。
- ② 落下物の処理、路面や附属物の補修などの応急対策の実施にあたっては、上記にかかわらず、通行の安全確保等の観点から、適宜、適切に実施するものとする。
- ③ 道路交通に支障をきたすおそれがある、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、予防的通行規制やチェーン規制等の必要な措置を速やかに実施するものとする。

17. 高速自動車国道及び自動車専用道路の維持管理

高速自動車国道及び自動車専用道路の維持管理については、上記3.～16.に準じて実施することを基本とするが、接続する高速道路株式会社が管理する高速自動車国道や、自動車専用道路における管理の実態、公安委員会等の関係機関との協議等を踏まえ、当該道路に求められる機能を確保できるよう、適切な作業頻度を設定し、実施するものとする。

18. 維持管理に係る計画

- ① 北陸地方整備局の各事務所は、本「道路の維持管理方針（案）」に従って、管理する道路に係る維持管理計画を定め、計画的、かつICT・AI等の新技術を活用して効率的な維持管理に努めるものとする。
- ② 各事務所で定めた維持管理計画のうち、道路巡回、清掃、除草、除雪等の頻度等の計画は公表するものとする。